

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本赤十字労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 2 年 4 月 20 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 2 年 4 月 15 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院、茨城県赤十字血液センター（以上、茨城県）、前橋赤十字病院（群馬県）、小川赤十字病院（埼玉県）、横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター、神奈川県赤十字血液センター湘南事業所、関東甲信越ブロック血液センター神奈川製造所（以上、神奈川県）、長岡赤十字病院（新潟県）、長野県赤十字血液センター、長野県赤

十字血液センター松本供給出張所、長野県赤十字血液センター諏訪出張所（以上、長野県）、高山赤十字病院、岐阜赤十字病院、岐阜県赤十字血液センター（以上、岐阜県）、静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター、静岡県赤十字血液センター浜松事業所（以上、静岡県）、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センター（以上、三重県）、京都第一赤十字病院、舞鶴赤十字病院（以上、京都府）、大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、大阪府赤十字血液センター北大阪事業所、大阪府赤十字血液センター南大阪事業所（以上、大阪府）、神戸赤十字病院、姫路赤十字病院、兵庫県災害医療センター（以上、兵庫県）、徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島赤十字乳児院、徳島県赤十字血液センター（以上、徳島県）、松山赤十字病院、愛媛県赤十字血液センター（以上、愛媛県）、福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター、福岡県赤十字血液センター北九州事業所（以上、福岡県）、長崎県赤十字血液センター（長崎県）、熊本県赤十字血液センター（熊本県）、沖縄県赤十字血液センター（沖縄県）